

毎週火、金曜日発行（但休日）に当るときは翌日）昭和四年四月十五日第三種郵便物認可

鳥取県公報

目次

- ◇告示 土地の公用廃止
- 鳥取県統計研究学校補助金交付要綱
- ◇雑報 市町村職員共済組合会の理事の異動

告示

鳥取県告示第四百十一号

次の土地は、その公用を廃止する。

昭和三十四年七月二十八日

鳥取県知事 石 破 二 朗

- 一 場 所 西伯郡岸本町立岩二一一番地先
- 二 地目又は品目 雑種地
- 三 面積又は数量 一四坪六合五勺

関係図面は土木部管理課に保管

鳥取県告示第四百十二号

鳥取県統計研究学校補助金交付要綱を次のように定める。

昭和三十四年七月二十八日

鳥取県知事 石 破 二 朗

鳥取県統計研究学校補助金交付要綱

第一 県は、小学校及び中学校の学校教育を通じて統計智識を普及するため、統計研究学校の事業に要する経費に対し、当該学校を設置する市町村（市町村の一部事務組合を含む。以下「補助事業者」という。）に補助金を交付するものとし、その交付に関しては、鳥取県補助金等交付規則（昭和三十二年四月鳥取県規則第二十二号。以下「規則」という。）の規定によるのほか、この要綱の定めるところによる。

第二 第一に規定する「統計研究学校」とは、規則第五条の規定により市町村の長が当該市町村の教育委員会

と協議の上申請したの中から、知事が県の教育委員会と協議して指定した「学校」をいう。

第三 第一に規定する「事業」とは、補助事業者が行う次の各号に掲げるものをいう。

- 一 学習及び社会生活における統計利用の指導
- 二 統計図表の作成指導及び展示会の開催
- 三 統計教育の講演会、講習会及び研究発表会の開催
- 第四 補助金は、予算の範囲内において、毎年度交付する。

第五 規則第五条の規定に基く補助金交付申請書及び規則第十八条の規定に基く実績報告書の提出部数は、正副二部とし、その添付すべき事業計画書及び収支予算書並びに事業成績書及び収支決算書の様式は、それぞれ別記様式第一号及び別記様式第二号とする。

2 前項の実績報告書の様式は、別記様式第三号とする。

附 則

この要綱は、昭和三十四年四月一日から適用する。

別記様式第1号

事業計画書 (又は事業成績書)
1 計画 (成績)

事業別	事業内容	備考

2 所要経費

事業別区分 事業使途区分	所要経費		負担区分		備考
	算出基礎	金額	補助金	事業主体	
		円	円	円	

別記様式第2号

収支予算書 (又は収支決算書)
1 収入の部

科目	予算額 (予算額)	前年度予算額 (収入済額)	比較増減		附記
			増	減	
県補助金	円	円	円	円	
計					

2 支出の部

科目	予算額 (予算額)	前年度予算額 (支出済額)	比較増減		附記
			増	減	
	円	円	円	円	
計					

別記様式第3号

年 月 日

管理者

市町村長 氏

名 園

鳥取県知事 氏 名 殿

昭和 年度鳥取県統計研究学校事業実績報告書

昭和 年 月 日付第 号をもって補助金交付決定の通知があつた昭和 年度鳥取県統計研究学校の事業を別紙のとおり実施したので、鳥取県補助金交付規則第18条の規定により報告する。

記

- 1 事業成績書
- 2 収支決算書

雑 報

市町村長以外の組合会議員から選出する理事に次のとおり異動があつた。

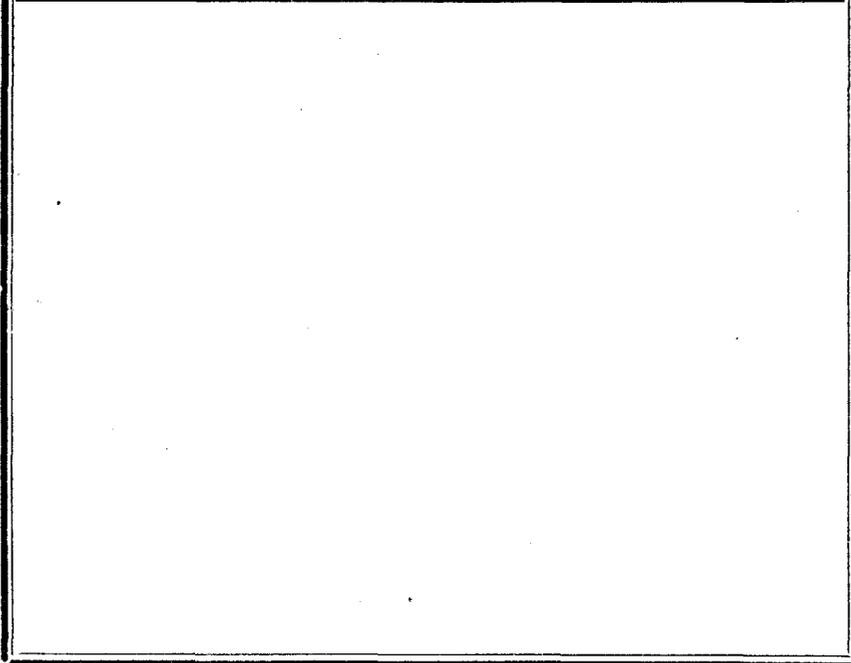
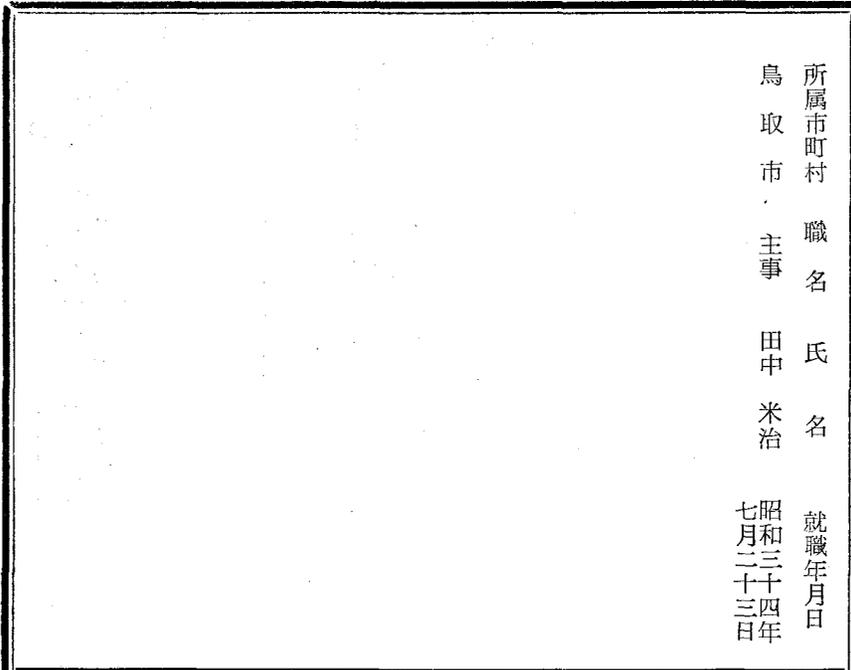
昭和三十四年七月二十八日

鳥取県市町村職員共済組合

理事長 石 河 大 直

所
屬
市
町
村
職
名
氏
名
鳥
取
市
主
事
田
中
米
治

就
職
年
月
日
昭
和
三
十
四
年
七
月
二
十
三
日



昭
和
四
年
四
月
十
五
日
第
三
種
郵
便
物
認
可

発
行
日
火
金

印 発

行 鳥
取

鳥 鳥
取 取
市 市
取 東
東 町
町 取
取 取
県 取

印

刷

所 県